

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 JUL (Vol.86)

CONTENTS

海外拠点ニュース セレブ御用達の超高級スーパー「Erewhon」	2
株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所	
新興国ニュース 第86回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
新規赴任者のためのタイ会計税務②	8
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
インドネシアの輸入政策と規制：禁止品目と関税制度	10
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
環境問題	12
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
香港の出生率の低下	14
香港マイツビジネスコンサルティング	
ベトナムにおける各種報告義務	16
CaN International 国際会計事務所 (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) ディレクター 山岡 靖氏	
中国の税収事前裁定制度の整備が加速 ～組織再編時の特殊税務処理(税制適格)の 適用可否など複雑な税務事項に税務当局の 事前裁定意見が取得でき、税務の不確実性の排除が可能に～	17
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
 TEL:086-234-6539
 香港支店
 シンガポール支店
 ニューヨーク駐在員事務所
 上海駐在員事務所
 バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
 cbk_ny@fr-chugin.jp
 cbk_sh@fr-chugin.jp
 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
 お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

セレブ御用達の超高級スーパー

「Erewhon」

株式会社中国銀行 ニューヨーク駐在員事務所

カリフォルニア州に展開する Erewhon は全米で最も高いスーパーとして知られています。Erewhon は徹底的に品質にこだわっており、厳選された農産物やオーガニック食品、グルテンフリー、ビーガン製品などがとても充実しています。健康志向の高い消費者から高い支持を得ており、ロサンゼルスセレブやインフルエンサーの動画にも多く登場しています。



1.なぜ超高級な価格設定なのか？

Erewhon の高級な価格設定にはいくつかの理由があります。まず、Erewhon は厳格な基準を持ち、農薬や化学肥料を使用せずに育てられた有機農産物を取り扱っています。また、生産者との直接取引を通じて品質管理とトレーサビリティを徹底しているため、消費者は安全で高品質な食品を手に入れることができます。店内で提供される惣菜やスムージーなども厳選された食材を使用しており、手間をかけて作られるため価格が高くなります。

2.具体的な価格例

代表的な食品である牛乳と卵の値段を見てみると、牛乳 1 ガロン(約 3.8 リットル)が税抜き 19.99 ドル (150 円換算で約 3,000 円)、卵 12 個が税抜き 12.99 ドル (150 円換算で約 1,950 円) となっ

ています。また、オリーブオイルも税抜き 19.99 ドル (150 円換算で約 3,000 円)、水 1.9 リットルが税抜き 25.99 ドル (約 3,900 円) など、非常に高い価格帯となっています。



3.高級でも人気の理由

Erewhon が高級でありながら人気を集めている背景には、顧客の高い信頼と満足度があります。Erewhon の顧客は健康や環境への意識が高く、品質に対して対価を支払うことを厭いません。また、Erewhon は単なるスーパーマーケットではなく、顧客が健康的なライフスタイルを実現するためのコミュニティスペースとしても機能しています。定期的に行われるワークショップやイベント、自然療法医によるカウンセリングなど、顧客の健康をサポートするためのサービスも充実しています。

4.独自の顧客体験

Erewhon では顧客に対して独自の体験を提供しています。店内のデザインや雰囲気はリラックスできる空間となっており、ショッピング自体が特別な体験となるよう工夫されています。色分けされた野菜やフルーツが綺麗に積み上げられている青果売り場は圧巻であり、Erewhon での買い物は単なる日常の一部ではなく、特別な時間を過ごすワンランク上の体験として位置づけられます。



5.おわりに

今回は米国の超高級スーパーである Erewhon についてご紹介しました。

ニューヨーク駐在員事務所では引き続き米国各地の情報をタイムリーに提供させていただきますので、何かお困りの際にはお気軽にご相談下さい。

ニューヨーク駐在員事務所

所在地：

新住所 *1月26日より移転

420 Lexington Avenue Room 1632,

New York, NY 10170 USA

TEL： 212-371-7700

※電話番号は変更ございません

所在地：旧住所

150 East 52nd Street, 17th Floor,

New York, NY 10022 USA

新興国ニュース

第 86 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、ベトナム、シンガポールの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

~インド~

■ エンジェル税制規定のセーフハーバールールに関する税務裁判所の判例に関して

2024年4月18日に、エンジェル税制規定のセーフハーバールールに関して、デリー税務裁判所（Delhi bench of the Tribunal）で納税者に有利な判決が出ました。

インドでは、非公開会社が公正市場価格（Fair Market Value：FMV）を超える価格で株式を発行する場合、その超過額は株式を発行している会社側で課税されます。（1961年所得税法第56条2項）

また2023年9月に納税者の負担を減らすために、エンジェル税制規定が一部改正されています。それがセーフハーバールールであり発行価格と評価額の差異が10%を超えない場合は発行価格をFMVとみなすというものになります。

この改正があった以降の論点としては改正前の期間にも適用されるかというものでした。

今回のデリー税務裁判所の判例では、セーフハーバールールは治癒的な性質を持つため、遡及的に適用されるものであり、改正前に発行された株式にも適用されるというものになります。

今回の実際の判決事例は税務当局による更正（本事例は2014-15年度の取引であり、発行価格とFMVの差異は2.21%だった）を取り消しました。今回の判決によって過去の遡及的にセーフハーバールールの適用で過去に発行した株式にも適用されますが、納税者に有利な判決が出ましたが、同時に今後インド子会社が株式を発行する際にセー

フハーバールールを考慮することが重要になります。

■ 特定の金融取引がない場合の Form-61A の提出に関して

Form-61Aは、特定の金融取引を報告するために義務付けられている法定レポートです。

FY2022-23までは特定の取引の有無に関わらずレポートの提出が義務でした。FY2023-24からは政策の変更に伴い、該当取引がない場合には提出の義務ではなくなりました。

対象となる取引の一部は以下の通りです。

- a. 会社がFY2023-24に100万ルピー以上の株式を発行した場合
- b. 会社がFY2023-24に100万ルピー以上の債券または社債を発行した場合。
- c. 会社が、税務調査の対象となる人物に対して、何らかの人物によるあらゆる種類の商品またはサービスの販売に対して20万ルピーを超える現金支払いを受け取った場合。
- d. 会社がFY2023-24に配当収入を受け取った場合。

提出期限は2024年5月31日となります。政府としては金融取引の透明性を確保し、税務コンプライアンスを促進するための狙いはあるものの、多くの企業が見過ごしてしまう状況であったと考えられます。

そのような場合も鑑み専門家の意見を聞いて進めることが重要です。

～ベトナム～

■ 商品返品に伴う VAT インボイス

今回は、ベトナムにおける VAT (Value Added Tax) と呼ばれる付加価値税について、商品の返品があった際の VAT インボイスの発行についてご紹介していきます。

○まず初めに、VAT とは何なのか？

上記でも述べました通り、日本語では付加価値税と呼ばれます。ベトナム国内における付加価値税を課税対象とする税金であり、日本でいう消費税と概ね同様の税金です。物品・サービスの消費に対して課される間接税で、毎月または四半期ごとに申告納付する義務があり、インボイスをもとに申告納付を進めていきます。そこで今回は VAT インボイスに関して、商品の返品があった際にどのような対応をすべきなのか、皆さんにお伝えできればと思います。

今回取り扱う商品返品に伴う VAT インボイスについて、

・ Official Dispatch 7589/TB-CTTPHCM ・ Notice 8625/TB-CTTPHCM ・ Official Dispatch 1860/CTBDI-TTHT

上記の3つの通達には、買い手または売り手が「返還インボイス (Return Invoice)」を発行するケースが2つあるとされています。

CASE 1:

買い手側がインボイスを扱っている場合

○インボイスの取り扱い

商品を返品する場合、買い手側がインボイスを発行し、売り手側に渡します。

インボイスには、返品された商品の数量・税額・税率・VATに関する情報が記載されている必要があります。

○VAT 申告について

Official Dispatch 7589/TB-CTTPHCMによると、買い手側と売り手側は、商品の仕入 VAT (インプット VAT) と売上 VAT (アウトプット VAT) を計算するために、収益の減少を申告し調整します。

CASE 2:

買い手側が企業でない場合 (インボイスを扱っていない)

○インボイスの取り扱い

・ 売り手側発行のインボイスを使用し、一部商品のみを返品する場合、売り手側が一部返品商品の部分を修正し再度発行します。

・ 売り手側発行のインボイスを使用し、全ての商品を返品する場合、売り手側は買い手側に発行した当該インボイスを取り消します。

○VAT 申告について

*元のインボイスが申告されていない場合

・ 一部商品を返品する場合、元のインボイスと修正後のインボイスの両方を申告しなければならない

・ 全ての商品を返品する場合、元のインボイスを取り消すのみで新たに申告の必要はない

*元のインボイスが申告され、インボイスの再発行を行う場合

再発行したインボイスを基に、当初の申告期間の間に追加申告が必要となり、再発行後の申告期間に修正申告の控除額を調整する必要があります。

【Official Dispatch No. 2121/TCT-CS】

2023年5月29日通達

この通達は、VAT 控除に関する政令第15/2022/ND-CP に従ってインボイスの作成に関して記載しています。

「2023年1月1日より前の8%の税率で商品を購入し、2022年12月31日以降に買い手側が不適切な仕様と品質を理由に商品を返品する場合、売り

手側は商品を返品する際に、VAT 税率 8%で作成されたインボイスを、減額または交換するために再度インボイスを発行する必要がある。さらにこの商品の返品には両者間の同意が必要とされる。」と明記されています。

【Official Dispatch 8999/CTTPHCM-TTHT】2023年7月19日通達

この通達は、電子インボイスの作成ガイドラインに関することが記載されています。

「組織または個人が商品を購入する場合、売り手側がインボイスを発行し、買い手側が商品を受け取った後、商品は規定に準拠していない理由で商品の全部または一部を返品する必要がある場合、売り手側は商品返品に伴うインボイスを作成し、発行されたインボイスを減額または交換する必要がある。さらにこの商品の返品には両者間の同意が必要である。」と明記されています。

➡買い手が商品を返品すると、売り手は販売した商品を回収するためにインボイスを発行する必要があります。

~シンガポール~

■S-PASS 申請における最低給与と雇用税の引き上げ

国内労働力の強化を目的として、外国人の就労に対する条件が引き続き厳格化の流れにあるシンガポールですが、EP だけでなく、S-PASS についても変更がアナウンスされています。

1. 最低給与

現状、金融セクター以外のセクターでは S-PASS 申請には最低 SGD3, 150 の給与の設定が必要とされており、そこから年齢とともに段階的に高くなっていく（45歳、SGD4, 650 を最大とする）仕組みとなっていますが、2025年9月以降は、新規申請時、及び2026年9月以降の最低給与が

SGD3, 300 へと引き上げられます。金融セクターにおいては現状最低 SGD3, 650 (45歳 SGD5, 650 を最大とする) となっておりますが、これが SGD3, 800 へと引き上げられます。

2. 雇用税 (Levy)

S-PASS 保有者を雇用する企業が納める必要が雇用税 (Levy) ですが2025年9月より、Tier 1 (全体の雇用人数の10%までが S-PASS 保有者の場合) における月額雇用税が SGD550 から SGD650 へと引き上げられることが発表されています。

■病休取得に必要な MC (Medical Certificate) の発行について

• MC の大量発行に政府の警告 企業側は期待!?

シンガポールの雇用法上、病休 (Sick Leave) の取得には、認定された医師が発行した Medical Certificate (MC) を、原則48時間以内に会社に提出する必要があります。本来、適切な検査を受けたうえで就業不可能 (unfit to work) と判断された場合にのみ発行されるこの MC ですが、昨今厳密な検査を行わないまま患者の話だけで判断して MC が発行されてしまうことが多く、仮病の従業員に対しても MC を持ってこられてしまえば Sick Leave を付与しなければいけない会社側にとって、頭を抱える問題になっています。

こうした会社側からの多数の申し出を受け、MOH (健康省)、MC を発行する医療機関側への規制を今後強化する可能性を示しました。

• 美容目的の Sick Leave 要求

本来、別途認めない限り美容目的の施術 (Cosmetic Procedure) に対して Sick Leave を付与する義務はありません。

その一方で、もし医師が発行した MC を持ってこられてしまえば原則 Sick Leave を出さざるを得なくなってしまいます。これを退けるため、就

業規則上に、美容目的の施術による Sick Leave
は如何なる場合も認めない旨の文言を明記して
おくことが勧められます。

以 上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・
ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、
各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース
「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資
環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった
内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、
インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブ
ラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、
会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分
かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

新規赴任者のためのタイ会計税務②

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

この時期、タイに新しく赴任される方が多いため、今回は前回に続き、Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) より、新規赴任者のための「タイ会計税務②タイでの事業活動で最も頻繁に生じる付加価値税 (VAT) 及び源泉所得税会計税務の制度、法人所得税について」をお届けいたします。

1. 付加価値税 (VAT)

タイの付加価値税 (VAT) は日本の消費税に該当するものとなっており、タイ国内での物品や役務提供の消費に対し課される間接税となっています。現在、法定の税率は 10% となっていますが、近年の勅令により 7% へ引き下げられ適用期間の延長が続いております。180 万バーツを超える収入がある事業者は VAT の納税義務が生じるため税務署にて VAT 登録を行う必要があります。

■タックスインボイス (Tax Invoice)

VAT 登録を行った者は、取引の際にはタックスインボイスの発行が義務付けられています。タックスインボイスのない取引は、売上 VAT から控除される仕入 VAT として扱うことができないことから、納税計算の基礎となる大切な書類となります。

■VAT の計算、申告納付手続

売上時に課される売上 VAT から仕入時に支払われる仕入 VAT を控除した金額を申告・納付する必要があります。

PP30 (Phor Phor 30) という申告書式にて申告し、申告期限は翌月 15 日となります。

(電子申告での期限は翌月 23 日となります。)

サービスを輸入する際に生じる VAT については PP36 (Phor Phor 36) という申告書式にて申告し、

申告期限は翌月 7 日となります。(電子申告での期限は翌月 15 日となります。) サービスの輸入とは、「タイ国外で遂行され、タイ国内で使用・消費されたサービス」を指し、当該取引についても VAT が課されることとなります。当該サービスに係る VAT を外国法人が支払うことができないため、タイ法人が PP36 書式にて申告・納税を行う必要があります。VAT 登録を行っている企業はタイ国内取引で生じる仕入 VAT と同様に PP36 で申告した VAT も売上 VAT から控除することが可能です。

■VAT の繰越及び還付申請

売上 VAT と仕入 VAT を比較した際に、仕入 VAT が上回ってしまった場合、つまり VAT の過払いが生じている場合には還付請求又は仕入 VAT の繰越を行うことができます。VAT の繰越処理は、仕入 VAT が売上 VAT を上回った金額を翌月以降に繰越しできる処理であり、翌月以降の売上 VAT に繰越処理をした仕入 VAT を充当することができます。こちらの仕入 VAT の繰越期限はないため、仕入 VAT が売上 VAT を上回る状況が一時的である場合には繰越処理により、繰越処理を行った以降の期間で売上 VAT との相殺処理を行っていくこととなります。

一方で、繰越処理ではなく実際に過払いとなった VAT について還付請求を行うことも可能となります。こちらは申告月から 3 年が還付請求可能期間となります。

税金還付の請求に際しては、VAT に限らず税務調査が行われることが一般的です。税務調査の範囲も VAT に限定されず、税務調査が長期化することや調査担当官からの指摘により追徴となるケースも多くあります。VAT が累積している状況に応じ、繰越処理又は還付申請を選択していくこととなります。

2. 源泉税所得税（タイ国内取引）

日本で源泉税と聞くと、給与の給与の源泉徴収が一般的ですが、タイではほとんどのタイ国内サービス取引の支払に源泉税が課されることとなります。申告期限は翌月 7 日となります。（電子申告での期限は翌月 15 日）VAT 申告とともに、源泉税の申告・納付も毎月実施する必要があり、実務的にも税務申告の負担は大きいものがあります。

■源泉徴収の目的

最終的な事業年度の所得に対し法人所得税が課せられます。源泉税は事業年度での所得計算に基づく法人税に先立ち、所得の受け取り者ではなく支払者に租税の徴収と納付義務を課した制度です。早期で安定的な税金徴収を遂行することを目的として制度化されています。

■源泉所得税率

サービス取引種類に応じ、国内源泉徴収税率は異なります。賃借料は 5%、広告料は 2%、専門職サービスは 3%などとなっており、サービス取引種類に応じた税率を適用する必要があります。

■源泉税還付

源泉税は、所得計算ののちに課せられる法人税に先立って課されるため、最終的な事業年度の所得計算の前に納付が行われます。

上述の通り、サービス取引における役務提供を受けた側により源泉徴収の形で納付が行われます。事業年度の所得計算時に課税所得が生じ、計算された法人税額に対し、中間法人税で納付した金額及び、源泉税として納付した金額を控除した残額が、法人税申告時に納付すべき金額となります。そのため、源泉税は法人税の前払いの性格を持つことから、事業年度の法人税額に対する源泉税の

金額次第では過払いのポジションとなってしまうこともあります。

計算された法人税額を超え過払いとなった源泉税がある場合には、3 年以内であれば還付請求を行うことが可能です。ただし、VAT と同様に還付請求には税務調査が伴うことが通例となりますので、税務調査時の税務リスクを考慮の上還付請求を行うか否かを決定する必要があります。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

インドネシアの輸入政策と規制：禁止品目と関税制度

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

インドネシアは東南アジアに位置する多島国家であり、世界第4位の人口を誇る国です。急速な経済成長を遂げる中で、インドネシアの輸入政策と規制は国内市場の保護、消費者の安全確保、経済成長の促進といった多様な目的を持っています。本稿では、インドネシアにおける輸入禁止品目と輸入に係る税制度について詳述し、同国の輸入政策の特徴を探ります。

輸入禁止品目

インドネシア政府は国内産業の保護と消費者の健康・安全を確保するため、特定の品目の輸入を禁止しています。以下に代表的な輸入禁止品目を挙げます。

1. 医薬品・化学物質

特定の医薬品や化学物質は、国内の薬事法規に準拠していない場合、輸入が禁止されることがあります。例えば、麻薬や一部の強力な医薬品は厳しく規制されています。

2. 廃棄物・リサイクル素材

環境保護の観点から、廃棄物やリサイクル素材の輸入は厳格に制限されています。特に、電子廃棄物や有害廃棄物の輸入は禁止されています。

3. 武器・弾薬

国の安全保障を維持するため、武器や弾薬の輸入は政府の特別許可が必要です。無許可での輸入は法律で厳しく罰せられます。

4. 特定の食品・農産物

食品安全基準に適合しない食品や、特定の農産物についても輸入禁止措置が取られることがあ

ります。これは、病虫害の侵入を防ぎ、国内農業を保護するためです。

5. ポルノグラフィおよび不道徳な物品

ポルノグラフィや不道徳と見なされる物品は、文化的・宗教的な理由から輸入が禁止されています。

これらの禁止品目リストは時折見直され、国際的な状況や国内の政策変化に応じて更新される場合があります。輸入業者は、常に最新の規制を確認することが求められます。

輸入に係る税制度

インドネシアの輸入税制度は、関税、消費税、付加価値税 (VAT)、特別付加価値税 (LST) の4つの主要な税金で構成されています。それぞれの税金について詳述します。

1. 関税 (Customs Duty)

関税は、輸入される商品の価値に基づいて課せられます。インドネシアの関税率は商品カテゴリにより異なり、0%から200%の範囲で設定されています。

最必需品：0~10%

必需品：10~40%

一般品：50~70%

贅沢品：上限200%

一般的に、完成品や贅沢品には高い関税率が適用される一方、原材料や中間財には低い関税率が適用される傾向があります。

2. 付加価値税 (Value Added Tax, VAT)

インドネシアの付加価値税率は一般的に11%です。VATは商品やサービスの販売時に課せられますが、輸入品にも適用されます。輸入時に課

せられる VAT は、商品価値、関税、消費税を合算した金額に基づいて計算されます。

3. 奢侈品販売税 (PPnBM)

贅沢品や高級品に対して課せられる特別付加価値税です。税率は商品によって異なり、10%から200%の範囲で設定されています。高級車、宝石、豪華な家電製品などが対象となります。

4. 前払い法人税 (PPh22)

第 22 条所得税 (PPh22) の課税。輸入業務を行う法人は、輸入時に法人所得税を前払いする必要があります。輸入業者認定番号 (API) の保有者は (CIF+関税) 価格の 2.5%、非保有者は同価格の 7.5%。

4. 品質検査・認証

一部の輸入品については、品質検査や認証が必要です。特に食品、医薬品、化粧品などは厳格な検査が行われます。

まとめ

インドネシアの輸入政策は、国内産業の保護、消費者の安全、経済の健全な発展を目的としており、様々な禁止品目と税制が設けられています。輸入業者は、これらの規制を理解し、遵守することで、円滑な取引を実現することができます。インドネシア市場におけるビジネスチャンスを最大限に活用するためには、最新の輸入規制情報を常にチェックし、適切な輸入手続きを行うことが重要です。

インドネシアの輸入手続き

インドネシアでの輸入手続きは複雑であり、事前の計画と準備が必要です。輸入業者は、以下の手続きを遵守する必要があります。

1. 輸入許可の取得

輸入する商品に応じて、適切な輸入許可を取得する必要があります。一部の商品については、特別な許可や認証が必要となることがあります。

2. 関税の支払い

関税、消費税、付加価値税、特別付加価値税の支払いを行います。税金は輸入手続きが完了する前に支払う必要があります。

3. 通関手続き

商品がインドネシアの港に到着した後、通関手続きを行います。輸入業者は必要な書類 (インボイス、船積み書類、輸入許可など) を提出し、税関の検査を受けます。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

環境問題

Kato Business Advisory Managing Director (マ
イツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 電気自動車のレンタル料
- 環境保全への拠出金

<電気自動車のレンタル料>

N子：加藤さん、本日も 2024 バジレットのお話をお
願い致します。

加藤：はい。では本日も始めたいのですが、またまた
大好物の環境問題です。

N子：はい。

加藤：なんか世界中、環境、環境言うてますけど。私
なんか尼崎出身なんで、昔に比べるとずいぶん環境良
うなったなあと思いますけどね。。

N子：そうなんですわね。

加藤：山切り開いて太陽光パネル敷き詰めたり、原発
止めたまま EV 推ししたり、ほんまに環境のためにな
ってるんかと思いますが（日本の話です）、まあ愚痴
は置いといて、今日は電気自動車のレンタル料の話
を致します。

N子：宜しく願い致します。

加藤：従来から自動車のレンタル料については損金算
入限度額があったのですが、特に電気自動車を特別扱
いするものではありませんでした。

N子：はい。

加藤：具体的に言うと、新車価格が RM150,000 以下
のものについては損金算入限度額が RM100,000、新車価
格が RM150,001 以上のものについては RM50,000 でした。

N子：高級車の購買意欲をそぐ政策ですね。

加藤：そうです、そうです。結果的にマレーシアブラ
ンドの保護もできますからね。2002年度からの規
制ですから。

N子：なるほど。

加藤：これについて、2023年度バジレットで、電気自
動車の損金算入限度額を RM300,000 とする改正が為さ
れました。

N子：かなり高級車でもメリット取れますね！

加藤：はい。但し、2023 から 2025 年度の期間限定だ
ったのですが、今回の改正で、2027 年度まで延長され
ることになりました。物流会社やタクシー会社など商
用車ではなく、非商用車が対象になります。

N子：なるほど。良く分かりました

<環境保全・保全事業への貢献に対する拠出金>

加藤：次に、環境保全・保全事業への貢献に対する拠
出金です。

N子：はい。

加藤：2024 年度バジレットでは、民間セクターの慈善
事業やコミュニティプロジェクトへの貢献を促進す
るために、FRIM(マレーシア森林研究所)によって認証
された植林プロジェクト、環境保全および保全意識向
上プロジェクトに関連する活動に貢献またはサポー
トする事業体に控除が与えられる事が提案されまし
た。

N子：なるほど。

加藤：2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで
に財務省が受領した申請が対象となります。

<自主的炭素市場へのインセンティブ>

加藤：次に自主的炭素市場へのインセンティブです。
2024 バジレットでは、より多くの企業が自主的炭素市
場 (VCM) に参加することを奨励するため、炭素プロジ
ェクト開発に関連する開発および測定、報告、検証
(MRV) に係る費用について、最大 RM300,000 の追加控
除が企業に与えられることが提案されました。

N子：はい。



加藤：炭素プロジェクトの開発は、ブルサマレーシアによって承認された国際標準化団体に登録されなければならず、炭素プロジェクトの開発への支出は、マレーシアグリーンテクノロジーおよび気候変動公社(MGTC)によって認定されなければなりません。2024年1月1日から2026年12月31日までにMGTCが受領した申請が対象です。

N子：良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

香港の出生率の低下

香港マイツビジネスコンサルティング

物価高が続く中、MTRが乗車料金の改定を発表しました。新料金は6月30日より適用されます。7月中はお得なキャンペーンが用意されており、「乗車10回につき1回無料」となるため、オクトパスを利用する一般客（大人）は、7月1日～28日までの間、改札を10回通過するごとに1回の乗車料金が無料になります。ただしエアポートエクスプレス、ライトレール、MTRバス、羅湖駅、落馬洲駅、などは対象外で、一人につき最大4回まで割引が適用されることとなっています。

さて、日本では6月5日に厚生労働省が昨年（2023年）の人口動態統計を公表しました。統計によりますと女性が一生のうちに産む子供の数は1.2人で、これは統計開始以来最も低い数字でした。さらに8年連続で前年の数字を下回っており出生率の低下に歯止めがかかっていない状況です。都道府県別にみると、東京都が最も低く0.99人で、ついに1人を割りました。出生率が最も高いのは沖縄県で1.6人、2位は長崎県と宮崎県で1.49人、4位が鹿児島県で1.48人、5位が熊本県で1.47人と南九州地方の出生率が比較的高い結果となっています。日本全体で見ると、昨年生まれた子どもの数は72万7277人で、これも統計開始以来最も少ない数字となりました。結婚件数は戦後最少の47万4717組でした。未婚、晩婚が珍しくない今、婚姻数はますます落ち込んでいます。少子化は深刻な問題ですが、非正規雇用による経済的要因、女性のキャリアアップに伴う結婚への躊躇、家事と育児の両立の難しさなど、少子化には様々な要因が絡んでいます。日本の人口は2028年には1億2千人を下回ると予想されています。

世界の出生率ランキングを見てみると、上位10位まではアフリカの国々が占めています。

日本は212位、マカオが222位、香港は223位でした。そしてワースト1は台湾、ワースト2は韓国、ワースト3がシンガポールで、日本に限らず、少子化はアジア全体に見られる傾向と言えるでしょう。

ランキングが示す通り日本よりも香港の少子化の方がさらに深刻です。香港の場合はもともと夫婦共働きが普通で、家事や子育てはヘルパーさんを雇う習慣があり、狭い土地柄、近くに住む祖父母に頼ることもできるので一見日本よりも家事や子育ての負担が軽くなるように見えます。しかし一方で香港の場合は不動産の高さゆえ、家賃や住宅ローンの負担が大きく、その上で出産費用、その後の学費や習い事代を考えると、とにかく経済的不安が先に立ってしまいます。これでは結婚や出産に踏み切れない人が出てくるのも自然なことでしょう。香港は学歴社会ということもあり、子を産む以上は立派な教養を身に付けさせたいという思いも強く、経済的に十分な環境が与えられないのならむしろ産まない方が良いという考えに至ります。

それでは香港人は独身者が多いのかと言えば、結婚という制度にとらわれず同居（同棲）しているカップルは多くいます。また、結婚して夫婦になっても子どもを持たない夫婦は全体の40%以上で、子どもがいるとしても1人という夫婦がほとんどです。兄弟が2人、3人もいる家庭は、今ではかなり少なくなりました。

ただ日本と違って香港の場合、この状況が香港の人口減少に直結するわけではありません。2023年の香港の人口は750万人超と、前年よりも0.4%増加しています。もともと海外からの移民が多い土地柄、たとえ地元民である香港人自体の人

口が減っても、海外や本土からの移民が絶えず流入してくるので、日本のように出生率の低下がたちまち人口減少には発展しません。コロナ禍では一時的に人口減少も見られましたが、2023年は海外に住む香港人たちの帰国や、優秀人材の積極的受け入れ制度の効果により、香港への入境数はむしろ跳ね上がりました。

中国本土はどうでしょうか。中国は世界における人口の多い国ランキングの第1位を長年守ってきましたが、2023年にインドに抜かれ第2位となりました。2023年末の総人口は14億967万人で、前年度よりも208万人も少ない結果でした。中国は増え続ける人口の抑制のため長年続けていた「一人っ子政策」を2016年に撤廃し、人口増へ方針転換しています。出産人数に制限がなくなったとはいえ、急に長年の認識を変えることは難しく、香港同様に教育熱が高いため、子供は数より質という考えから今でも出産を控える傾向がみられます。2050年には中国の人口は13億人へ減るのではとされています。

出生率0.87と世界ワースト1であった台湾は、2023年時点で約7万人の人口が減っています。台湾の出生率低下の原因は、やはり住宅費用と教育の高さがネックになっており、結婚しても子供を諦める夫婦が少なくありません。また台湾は伝統的な考えから結婚により女性は嫁としての立場が求められ、女性は結婚によるデメリットが目立ってしまいます。ある程度キャリアを築いた女性にとって、経済的に自立して自分を中心とした生活を送っていたところ、結婚によりキャリアが中途半端になり、相手側の家に尽すのは、割に合わないのです。台湾では児童手当のような月額7000～13000台湾ドルの補助金制度がありますが、それでも出生率の低下に歯止めがかかっていません。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

ベトナムにおける各種報告義務

CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）
ディレクター 山岡 靖氏

【ベトナムにおける各種報告義務】

①労働局への給与・賞与データ報告

労働傷病兵社会省は、各省・市の労働局に対して、管轄の各企業が 2023 年に支給した給与の月次データ（最低額/最高額/平均額）、及び、2024 年に支給予定のテト賞与データ（最低額/最高額/平均額/その他支給等）の報告を求めています。各企業は、管轄当局の指示に従い対応する必要があります。

②外国人雇用状況報告

外国人労働者の雇用主は、労働局に対して、外国人の雇用状況を報告する必要があります。報告様式は、政令 70/2023/ND-CP に基づきます。

③ 2024 年上半期雇用状況報告書（政令 145/2020/ND-CP）

2024 年上半期の雇用状況報告書（様式：No. 01/PLI Appendix I）の提出期限は、2024 年 6 月 4 日です。2024 年 5 月 20 日現在のデータに基づき作成します。国家公共サービスポータルサイト又は管轄の労働局への提出が必要です。

④2024 年上半期外国人雇用状況報告書（政令 70/2023/ND-CP）2024 年上半期の外国人雇用状況報告書（様式：No. 07/PLI）の提出期限は、2024 年 7 月 4 日です。一般の提出先は、管轄の労働局ですが、労働許可書が労働傷病兵社会省から発行されている場合は、同省への提出も必要となります。



会社名：CaN International 国際会計事務所（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

URL：<http://www.caninternational.co/>

問合先：info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地：31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL：+84 28-3910-7424

【日本オフィス】

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 第一稲村ビル 7 階

TEL：03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。現在、日本、シンガポール、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、海外事業を手がける日系・外資系企業の会計・税務・コーポレートファイナンス領域のコンサルティング業務を提供しています。

**中国の税収事前裁定制度の整備が加速
～組織再編時の特殊税務処理(税制適格)の
適用可否など複雑な税務事項に税務当局の
事前裁定意見が取得でき、税務の不確実性
の排除が可能に～**

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国での組織再編や撤退時に、特殊税務処理（日本の税制適格に相当）が認容されず事後的に追徴課税される、もしくは撤退時に想定しない課税を受け、現地法人からの投資回収が当初の見込みより大幅に減少した等々の経験がおりかもしれません。特に中国ではアグレッシブな課税事例が散見され、PE 課税は言うまでもなくⁱ、例えば合併による海外でのグループ再編取引が中国の税務当局に“持分譲渡”と看做され、さらに“特殊税務処理の要件を満たさず”課税された“事例ⁱⁱなどを始め、中国における税務リスク判断は容易ではないと考えます。

このような不確実性を排除するために、諸外国では事前裁定制度 (Advance Ruling) を設ける国や地域 (Ex. インドと香港等) もあり、例えば香港では、申請者及び税務当局は、当該裁定内容に拘束されますⁱⁱⁱ。

一方、中国の税収事前裁定制度は、中央規定は未制定ですが、華南等の一部の先行地域^{iv}に加え、昨年以降、上海市や北京市の地方法規等が続々と制定され、同制度が整備されつつあります。当該制度を適切に有効活用すれば、税務リスクの大幅な低減も可能であり、本稿では、同制度の概要と適用事例と共に、留意事項を説明します。

1. 税収事前裁定制度

現在、地方法規が続々と整備されており、本稿では上海市の規定を中心に、適宜、北京市の規定を交え説明します。

まず、税収事前裁定とは、企業が今後発生すると予想される複雑な税務関連事項について申請し、税務部門が現行規定に基づき判断して意見書を通知します。原則、申請者は当該判断に拘束される建付けです。

対象者は上海/北京市内の単位納税者（自然人は不可）であり、以下等の事項に該当すれば適用対象外となります。

上海市 (2023 年 12 月制定) ^v
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>事業計画が確定していない、あるいは 2 年以内に発生しない</u> (と見込む) 事項
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>合理的な商業目的を持たない、あるいは関連する国内法律法規に明確に禁止されている事項</u>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>現行の税法等に明確な規定があり、当該関連規定が直接適用できる事項等</u>
北京市 (2024 年 5 月制定) ^{vi}
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>事業計画が確定していない、あるいは直近 (24 か月以内) に発生しない</u> (と見込む) 事項
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>合理的な商業目的を持たない、あるいは関連する国内法律法規に明確に禁止されている事項</u>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>同左、および現行税収政策に規定なく立法化の必要がある事項</u>
<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>申請者が過年度で完了した取引事項と同様の特性があり、かつ税務当局と交渉中だが結論が出ていない事項等</u>

また事前税収裁定は、企業再編時の特殊税務処理の適用可否など相応に複雑な事例の取扱いが前提であり、上海市では税務当局の市/区レベルの「大企業管理部門」が申請の受理部門となり、以下等を提出します。

**申請資料：上海市の場合
（但し、北京市の場合も概ね同様）**

- (1) 税収事前裁定申請表：（申請内容の詳細説明：申請事項、「傾向性意見」（自社見解等）、生産経営および納税への影響、関連するメンバー/その他企業の状況、関連課税期間等を含む、付属文書を添付可能）及び政策の根拠
- (2) 税収事前裁定インフォームドレター（中国語：税収事前裁定知情書）
- (3) 申請裁定事項につき、もし関係部門の事前の認可・承認、裁定を得る必要がある場合、当該関連文書
- (4) 契約書、協議書、議事録、F/S 等、関連する挙証資料
- (5) その他税務当局が要求する資料

当該裁定手続きは原則、次のフローにより審議、裁定意見が提示される為、かなりスピーディーな対応と評価できます。

**【上海市の税収事前裁定の一般的フロー
（一部簡略化）】**
① 申請受理部門

市、区の一級大企業管理部門：書類審査

（5 営業日以内）※

- ✓ 受理：受理範囲かつ書類が揃っている場合
- ✓ 受理範囲だが書類に不備：必要な補足資料を通知
- ✓ 不受理（受理範囲外）：理由を通知

※（APA 等は）国際税収管理部門へ

② 審理部門

「小組」** 弁公室政策服務組：

初歩的な処理意見を形成（30 日以内）

⇒小組関連メンバー：

書面フィードバック意見を提示（10 営業日以内）

⇒小組：全体審理

**大企業税収工作指導小組を「小組」と表記

③ 裁定意見発行部門

市局又は主管税務機関：裁定意見書を発行

一方、事前裁定条件を充足するとの状況下では税務当局と企業の双方に拘束力がある点を踏まえる必要があります。また、他の納税者もしくは他の裁定申請を経ていない事項には直接適用できない点、事前裁定の申請を理由として、申請者の他の納税義務の履行には影響を与えない点などにも留意が必要です。さらに、大企業管理/大企業税収工作指導部門が対応しますので、一定規模（納税額）以上の企業が本対象になる可能性があります。

2. 他社事例

国家税務総局に上海市の裁定 2 事例が掲載されており、企業再編に伴う特殊税務処理の例を紹介いたします^{vii}。

A 企業：企業再編事業に企業所得税の特殊税務処理を適用できるか否かの事前裁定を申請

A 社は、持分を有する被買収企業（対象企業）を譲渡予定。取引対価には買収企業の持分を用いて現金支払いを伴わず、最終的に買収企業が対象企業の支配を実現する。税務部門は、調査と研究、企業 A との十分な意思疎通の後、企業から提供された関連情報が合法的かつ真実、正確、完全であり、実際の税務事項が申請資料の記載と一致する場合、**A 社の再編取引は企業所得税の特殊税務処理の適格要件を充足し、当該税制の選択が可能**と判断した。

従来は、特殊税務処理の適用ハードルを鑑み、当初から一般税務処理を選択する事例も見受けられました。今後、本事例に類する現地法人の再編を始め、スキーム検討時に税務当局の事前裁定意見を取得でき、例えば「特殊税務処理が適用可能なら実施したい」等では経営判断の重要材料ともなり得て、活用のメリットが大きいと考えます。

3. 留意事項

中国マイツグループでは、これまで特殊税務処理の適用支援事例を複数有するものの、近年、当該処理の適用ハードルは極めて高いとの認識であり、実務運用を鑑みて一般税務処理を前提とした再編事例も見受けられました。従い、上記事例のように、事前税収裁定により、再編の実施前に税務当局の判断が得られることは、税務リスクの不確実性の排除や経営判断に資する点で、大いにメリットがあると考えます。

一方、裁定意見に拘束される本制度では、大企業に限定される可能性や、企業にとり不本意な結果も生じ得ます。従い、本制度の活用時には、税務当局関連の対応（適切な関連資料や自社意見の作成・提示、当局宛て説明等々）が重要となり、専門家の支援も不可欠と考えます（マイツグループでは、本制度も積極的に支援しています）。

また、中国からの撤退時に第三者に売却する場合（所謂 M&A）では、対象現地法人の企業価値が（含み益を有する）土地使用権や建物に負う、実質的な資産譲渡ながらも、最高税率部分が 60% に達する土地増値税^{viii}のインパクトを考慮して持分譲渡を取る場合も見受けられます。中国の税務当局も（日本と同様）、外観や形式ではなく実体や実質にしたがい課税関係を判断するとの原則であり、本制度の活用が却って不利益を生じさせる可能性もあります。したがって、この事前税収裁定は「事前裁定条件を充足するとの状況下では、税務の不確実性を排除できるが、当該判断に拘束される」

との特徴を踏まえた上で、有効に活用することが企業にメリットをもたらすと考えます。

- i 詳細は、JP マイツ通信【2021 年 7 月号】を参照のこと。を参照のこと。またマイツグループ・ニューズレターは下記 URL の通り。
URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](https://myts.co.jp/newsletter-archives/)
- ii 詳細は、JP マイツ通信【2023 年 1 月号】を参照のこと。
- iii 香港の事前裁定制度は右記 URL 等を参照のこと。URL: [IRD: Advance Ruling](https://www.ird.gov.hk/advance_ruling/)
尚、日本の国税庁宛ての事前照会制度 では（“回答内容は、（照会に係る事実関係を前提とした）国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない”と同 HP に記載）。詳細は右記 URL 等を参照願いたい。URL: [よくあるご質問とその回答 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/question-answer/)
- iv 広州市南沙区や深セン地域の事前裁定の説明は以下 URL 等の通り。
URL: [广州南沙和南京试行税收事先裁定 \(chinatax.gov.cn\)](http://www.chinatax.gov.cn/) / [深圳税务探索开展国际税收事项事先裁定 \(chinatax.gov.cn\)](http://www.chinatax.gov.cn/)
- v 原文 URL: [国家税务总局上海市税务局办公室关于印发《上海市税务局税收事先裁定工作管理办法\(试行\)》的通知 \(chinatax.gov.cn\)](http://www.chinatax.gov.cn/)
- vi 原文 URL: [国家税务总局北京市税务局办公室关于印发《国家税务总局北京市税务局税收事先裁定工作管理办法\(试行\)》的通知 \(chinatax.gov.cn\)](http://www.chinatax.gov.cn/)
- vii 2 事例とも右記 URL を参照のこと。URL: [上海税务对两家企业涉税事项作出事先裁定 \(chinatax.gov.cn\)](http://www.chinatax.gov.cn/)
- viii 土地増値税暫定条例の原文は右記 URL の通り。URL: [国家税务总局政策法规库 \(chinatax.gov.cn\)](http://www.chinatax.gov.cn/)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。